



法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である



前を向いて 一步一步進んでいきましょう!!

撮影 (株)大武写真館 小関克郎

口は禍の門

大雄寺 住職 金子 高幸

昔、池のほとりに二匹の雁と一匹の亀が住んでいました。ある時、日照りで池の水が涸れてしまいました。そこで、雁は亀のところへ行き、「今から水の沢山ある池へ連れて行ってあげるから木の枝を啜えておいで、そうすれば私達が端を啜えて飛んであげるから。でも、啜えている間は絶対に物を言っちゃいけないよ」と飛び立ちました。途中の村の上を通りますと、村の子供から枝にぶらさがった亀の姿がおかしいと笑われます。亀はこれを聞いて腹を立て「雁の世話にはならん」と口を開いてしまい、地面に落ちて命を失ってしまいました。

不用意な発言は身を滅ぼす要因になるから、言葉は十分に慎むべきだという戒めにも使われる話です。東京五輪組織委員会の森前会長が女性蔑視発言で辞任しました。その謝罪会見、反省をすべき場所での発言も問題とされました。日本はグローバル化や国際化が進み、そのスピードに追い付いていないのが実情であろうと思います。特に男女平等については世界百二十一位と遅れをとっているそうです。

人の価値を決めるのに、社会的地位や年齢や男女を基準にしてはならない。それらは意味をもたないことに気づかなければならない。なにかと自己中心的になり、利己的な考えに及びやすいのが私たち人間です。その人の価値を決めるのは人格であり、考え方や真心があるかないか、その人の行動によって決まるのだらうと思う。それが出来る人が立派な人格者でありリーダーであるといえる。

コロナ禍で常にマスクをして口元や表情が読み難いこの頃です。自分の口から出る言葉には特に気を付けたいものです。

第13回

税に関する絵はがきコンクール審査会
確定申告会場展示報告

女性部会では今年度も租税教育推進の一環として管内五十三校の小学生を対象として、「第十三回税に関する絵はがきコンクール」を開催致しました。今回は十九校より合わせて七四五枚の応募がありました。



一月十五日(金) 午前十時よりカメイアリーナ仙台研修室において最初の審査会が開催され、本部、支部、青年部、女性部会より参加・投票を頂きました。午

二月三日(水)までの間、当法人会会議室において展示され、多くの方々に投票して頂きました。また、同じく二月三日(水)に開催されました女性部会第三回役



員会において、厳正な審査の下、仙台南法人会長賞に仙台市立上野山小学校藤澤りあんさん、はじめ十枚が選ばれました。

二月九日(火)、リア・フィューユ仙台一番町サロンにおいて、県内各単位会が十枚ずつより持ち寄った一〇〇枚の中から県女連「税の絵はがきコンクール審査会」が行われました。当日は審査員に画家の小野寺純一氏、仙台北税務署幹部、県連会長をお招きし厳正な審査がおこなわれました。審査の結果



仙台市立上野山小学校 藤澤りあんさん



六県連「税の絵はがきコンクール審査会」がおこなわれました。二月一日(月)より三月十五日(月)まで、令和二年分所得税・消費税・贈与税の申告書会場となっておりますアズテックミュージアム(太白区中田町字杉の下十八)において、仙台南税務署のご支援ご協力の下、二月四日より二月末日までにご応募いただいた七四五枚の絵はがきの展示を行いました。申告会場に訪れた皆様も足を止めて小学生の描いたはがきを興味深そうにながめておりました。



令和三年度
第九回
定時社員総会案内
日時 六月十日(木) 午後三時～
会場 宮城野区
仙台ガーデンパレス

各支部・各部会総会開催案内

- 仙台北白支部
日時 四月二十二日(木) 午後五時～
会場 太白区・カメイアリーナ仙台研修室
- 名取支部
日時 四月二十三日(金) 午後六時～
会場 名取市・守屋寿し
- 岩沼支部
日時 四月二十一日(水) 午後五時～
会場 岩沼市・桃幸
- 亘理支部
日時 四月二十日(火) 午後六時～
会場 亘理町・悠里館三階視聴覚室
- 青年部会
日時 四月十六日(金) 午後六時～
会場 名取市・名取市文化会館会議室
- 女性部会
日時 四月二十三日(金) 午前十一時～
会場 太白区・カメイアリーナ仙台研修室

税に関するお知らせ

国家公務員採用試験のお知らせ

【国税専門官（大学卒業程度）】

○受験資格

1 平成三年四月二日から平成十二年四月一日生まれの者

2 平成十二年四月二日以降生まれの者で、次に掲げるもの

① 大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び令和四年三月までに大学卒業見込みの者

② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

○受験申込受付期間

令和三年三月二十六日（金）から四月七日（水）まで

○受験申込方法

インターネット申込み

国家公務員試験採用情報NAVI

(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyohm1>)

○第一次試験日

令和三年六月六日（日）

【税務職員（高校卒業程度）】

○受験資格

1 令和三年四月一日において高校卒業後三年を経過していない者及び令和四年三月までに高校卒業見込みの者

2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者

○受験申込受付期間

令和三年六月二十一日（月）から六月三十日（水）まで

○受験申込方法

インターネット申込み

国家公務員試験採用情報NAVI

(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyohm1>)

○第一次試験日

令和三年九月五日（日）

【試験に関する問合せ先】

仙台南税務局人事第二課

〇二二（二六三）一一一一 内線三三三六

〇二二（二二二）二〇三三

この頃、よく耳にする「ワクチン」について検索しました。ワクチンという名称はラテン語の雌牛（Vaccus）、世界初のワクチンである天然痘ワクチンが雌牛から作られたからだそうです。日本語のワクチンはドイツ語の発音由来です。

天然痘に罹った人が免疫を獲得し、二度と感染しないことは古くから知られていました。このため弱毒化した天然痘を接種して免疫を得る方法が行われていたが、天然痘であるため死亡者も多く、安全ではありませんでした。牛の病気である「牛痘軽い天然痘」に感染した者は天然痘に罹患しないか、発症しても軽症で済むことが経験的に知られておりました。

イギリスのエドワード・ジェンナーは一七九六年、八歳の少年に軽い牛痘を発症させ、その後ヒト天然痘を接種しましたが、少年は天然痘に感染せず、これが人類初のワクチン発見となりました。

ワクチンの代表的なものとして「生ワクチン」「不活化ワクチン」「トキソイド」というのがあります。「生ワクチン」は病原性を弱めた細菌やウイルスを使用します。不活化ワクチンに比べ獲得免疫力が強く、免疫持続期間も長くなりますが、これを接種すると自然にかかったのと

ワクチン

新しい風

同じような軽い症状が出ることもあります。麻疹、風疹、水疱瘡、BCG等で使用されています。

「不活化ワクチン」は、病原性を無くした細菌やウイルスの一部を使用します。生ワクチンに比べて免疫力がつきにくいので、何回かに分けて接種します。ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ、日本脳炎、インフルエンザ、肝炎、肺炎球菌等で使用されています。

「トキソイド」は細菌の産生する毒素（トキシン）を取り出し、抗原性のみを残したものを接種し、その毒素に対する抗体を作らせるものです。厳密にはワクチンに含めないという考え方もあります。

その他にもRNAワクチンという新しい種類のワクチンがあります。核酸RNAを保護的脂質シエルの中に包み込むことで作られ、COVID-19パンデミックを撲滅するため、二〇二〇年から多数のRNAワクチン開発が進められており、アメリカでは一部のワクチンに緊急使用許可が出されています。

●広報委員会がパンコンに「ワクチン」を検索、その中から文章をまとめました。



令和二年度 新入会員一覧

仙台北支部

南工業（般土木建築工事）

東菱電機商事（建設業）

（株）ヤマテック（建設業）

（株）カーム（建設・ダイビング業）

（株）高瀬工務店（建設業）

七十七信用保証（金融・保険業）

（株）マルイチ（建設業）

南 好敏

氏家 真

小山 雄一

加藤 竜次

高瀬 隆行

石崎 敏夫

佐藤 一樹

名取支部

SSI電気通信設備（電気通信設備）

新明東北マシナリー（製造業）

仙台ツバメ会計（経営コンサルティング業）

ワークプロ（建設業）

（株）アーク・ピニオン（製造業）

岩沼支部

（株）長英（建設業）

巨理支部

（株）トラスト・カンパニー（内装工事業）

佐藤 和紀

伊藤 元治

尾形 寛

福嶋 光紀

堀井 博美

野呂 能成

布田 一喜

表彰おめでとうございます

令和二年度 税務署長納税表彰

日時 令和二年十月二十一日（水）

会場 仙台南税務署

受表彰者

理事 佐々木 正悦 氏

今後益々のご活躍をご祈念いたします。

職場における **ありがちな**

労務管理のタブー



上司
管理者
編

特定社会保険労務士
藤本 紀美香

労務管理とは、一般的に労働者の採用・配置・人事考課・退職といった個別の管理と、賃金制度・労働条件一般・福利厚生・労使関係といった集団的な管理を合わせた意味で使用される。また労働基準法を始めとする労働諸法令は、いわゆる「労働者を守る」ための法律であり、事業主を守る

ことは想定されていない。会社規模の大小はあるにせよ、事業主は経営活動(当然従業員の雇用を守ることも含む)を順調に成長させることを目的に、往々にして無理をする。

個人事業主として自分が好きなだけ働くのであればそれも結構だが、従業員に「押し付けてしまう」ことはタブーである。

法違反となってしまうことは勿論、労使のトラブルにまで発展してしまうと、「経営活動の順調な成長」などできない。

労働諸法令を遵守することは、実は会社を守る近道ともいえるだろう。本稿では管理者・上司としてのありがちなタブーについて述べていきたい。

各種ハラスメントのタブー

令和2年7月、「令和元年度個別紛争解決制度の施行状況」が厚生労働省から公表された。

総合労働相談件数は119万件弱(前年度比6.3

%増)と12年連続で100万件を超えた。

また、民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あつせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が8年連続でトップとなっている。

昨今、ハラスメントに関する規制が厳しくなっているのはご承知の通りだが、管理者の立場になると、それだけではない。

自身がハラスメント行為を厳に行ってはならないのはもとより、ハラスメントが起こらないよう、仮に起こってしまった場合は適切に対処することが求められる。

ハラスメントの内容、措置、関係法令についての詳細は省くが、いずれも管理者に求められるのは「雇用管理上必要の措置」である。

すなわち予防・解決対策のための社内ルールを整備し、周知することである。

先の民事上の個別労働紛争の助言・指導、あつせん

いじめ・嫌がらせに係る労働局長による助言・指導	
①	<p>事案の概要</p> <p>申出人は正社員として勤務していたが、上司が同僚等に対し、「バカ」「アホ」などの侮辱的な発言を日常的に行っているため、責任者である所長に相談の上、対応を求めたところ、調査や指導が適切に行われず、改善していない状況だった。申出人は、今後とも働き続けたいと考えていたため、職場環境の改善を求めたいとして、助言・指導を申し出たもの</p> <p>助言・指導の内容・結果</p> <p>○いじめ・嫌がらせに係る事案を放置した場合に労働契約法に基づく労働者の安全配慮義務に違反するおそれがあることから、早急に実態を把握の上、必要に応じ対策を講じる必要がある旨を助言した。</p> <p>○助言に基づき、全労働者に対する面接等の詳細な実態調査を実施した結果、申出人が申し出た事実を確認したことから、会社として当該上司の言動がいじめ・嫌がらせに該当すると判断し、同人に対する指導等を行うとともに、会社として再発防止を図るため、全労働者に対する研修を実施した結果、職場環境が改善された。</p>
争調整委員会によるあつせん	
②	<p>事案の概要</p> <p>申請人は、契約社員として勤務していたが、店長から、暴言を吐かれたり容姿を侮辱されるなどの嫌がらせを受けていたことが原因で不眠症等を発症した。</p> <p>申請人は、職場環境の改善を要求すべく、本社担当者(人事課長)に店長の言動を改めるよう求めたが、一行に改善されなかったことから、退職せざるを得なくなったため、会社が改善策を講じなかったことなどによる精神的苦痛に対し、45万円の慰謝料を求めたいとして、あつせんを申請したものの。</p> <p>あつせんのポイント・結果</p> <p>○あつせん委員が被申請人の主張を確認したところ、被申請人は社内調査の結果、申請人に対する店長の行為がいじめ・嫌がらせに該当すると認められたが、申請人が本社担当者に相談した際に金銭的な要求を行っていないことや店長を配置転換したことを理由に、慰謝料の支払いを拒否した。</p> <p>○これを受けて、あつせん委員が迅速な解決に向けて双方歩可能な解決策を調整した結果、慰謝料として35万円支払うことで合意した。</p>

の結果では、ハラスメントの行為者だけでなく、適切な改善策を講じなかった会社の責任が問われている。いわゆるハラスメント関連の根拠法令は直接の罰則規定はない(是正・改善報告がない場合、最終的に企業名が公表される)。

しかし、労働契約法違反や会社の不誠実な対応に対して慰謝料を請求されるケースも少なくないのである。対応如何によって、事業主側には使用者責任が問われてしまうことがあると留意していただきたい。

また、他の従業員の就業意欲やパフォーマンスの低下を招くといった社内損失も大きく、SNSで発信されれば社会的責任も問われ、損害は計り知れないものになる。

残念ながら、ハラスメントは「禁止」したところでも無くなるものではない。「予防」と「解決」のための対策をすることしかできない。

だからこそ、この「予防」と「対策」を怠ることは、

タブーである。

働き方改革 のタブー

働き方改革により、労働時間法制の見直しが進められてきた。

大企業と中小企業とでは施行時期が異なるが、現在、労働時間法制に限れば、中小企業に猶予されているのは時間外労働の上限規制と、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率引き上げを残すのみである。

労働時間の削減は、永遠の課題とまでは言わないまでも、人手不足の中小企業での実現はハードルが高い。

法施行とコロナ禍が重なって「たまたま時間が超えなかっただけ」とする企業の方が多くではないだろうか。また、リモートワークを導入した会社もあるかもしれない。

これは事業内容と就業場所、または地域（緊急事態宣言発出）等によって差は大きい。新たな時間管理方法に戸惑いも大きいと思われる。

在宅ワークの方が、労働時間が増加したケースなどもある。

基本的に残業が多いのは、管理者・上司の責任である。

人手不足、不測の事態等残業が発生してしまう理由は枚挙にいとまがないが、人員確保が難しいのであれば、業務（作業）工程を見直すしかない。労働時間を削減するには、業務の棚卸と見直しが必要不可欠である。

管理者・上司が頭ごなしに「残業するな」とだけ発するのは、タブーである。

日本型雇用で従業員は職務が限定されていない場合が多く、長時間労働の温床になっていることがあるが、こちらは人事制度と相まって中・長期的対応が必要となってくる。

それに比べれば、業務（作業）工程の見直しの方が実行しやすいと思われる。

例えば、仕事（書類）が複数の部署を渡す場合に、ミスの軽減、情報共有化、可視化等を意図してチェックリストを添付することが

多くある。

それ自体は間違っていないが、残念ながら、その「美しいチェックリスト」を作成することが目的となっていない場合が多い。

従業員・部下の意見を取り上げ、業務（作業）を棚卸し、重複している部分や省略できる部分を削除する決断を下すが、管理者・上司の仕事ではないだろうか。

年次有給休暇 取得のタブー

令和元年4月1日以降に、

10日以上有給休暇が付与されるすべての従業員に対し、年5日の有給休暇の取得が義務付けられた。

制度開始から1年以上経過しているのは、自社の取得状況については把握済みとのことと思われるが、実際のところはどうだろうか？

時間外労働の上限規制と同じく、コロナ禍と重なって「たまたま有給が取得できただけ」の企業は少なくないであろう。

仮に5日以上取得できて

いるとしても、「有給休暇を取得した月について精皆勤手当を支払わない」といった内容は「不利益取扱い」となり、タブーである。

有給休暇は、従業員の希望するままに取得できるのが理想であるが、中小企業では難しい場合もあるだろう。

だからと言って取得させないのは、タブーである。

年次有給休暇の取得は、従業員の心身の疲労回復、生産性の向上といった、従業員と会社双方にとってメリットがある。

希望通りの有給取得が難しい場合、有効となるのが計画的付与制度である。会社にとっては、労務管理がしやすく、計画的な事業運営が可能になり、従業員にとっても、ためらいを感じることなく、年次有給休暇を取得できる制度である。

労使協定を締結することで、付与される年次有給休暇の5日を超える日数を計画的付与の対象とすることができ。

方法としては、全従業員

に対して、同一の日に一斉に付与する方法、部署やグループ別の交替制で付与する方法、全体の計画表を作成し、個人別に付与する方法があるので、状況に合わせて導入してほしい。

そして、半日有給制度も有効である。

これは0.5日として5日取得分にカウントすることができ。法の基準に合わせることをきっかけに、今後は従業員の働き方に沿うよう、柔軟に対応していく必要がある。

また、5日取得が適わなかった場合、対象となる従業員1人につき1罪として取り扱われるが、今のところ労働基準監督署の監督指導においては、原則、その是正に向けて丁寧な指導し、改善を図っていくこととされている。

なお、ここでいう「全ての従業員」には、労働基準法上の「管理監督者」も含まれる。自ら積極的に有給取得する姿勢を示してほしい。隠れ出勤はタブーである。

げんきの宅配便

(第七十便)

コロナ禍の不動産業

岩沼市 (有)庄司コーポレーション

代表取締役 庄司 弘



法人会の皆様

こんにちは。

岩沼支部会員

で有限会社庄司

コーポレーション

の庄司です。当社は岩沼市内で不動産業を営んでおります。今現在の新型コロナウイルス禍による私の仕事の一部をお話いたします。

直撃を受けているのが飲食店なのでしよう。家賃支援給付金の申請手続きに必要な書類のサポートを無償で行っております。約20件ほどになるのではないのでしょうか。正直大変な負担になります。それ以上に当事者の負担は大きいと思うのです。その成果として「家賃支援給付金の振込のお知らせ」がはがきで当社に届きます。どのお店も申請することで助けになったのかなという喜びを感じる瞬間です。ご本人からすれば今後の見えない先行きを心配しないわけにはいかないことも抱えているでしょう。当然のことながら、当社はサポート役しか出来ない立場に



あります。

最近サポートの必要性があるのが、アパート・貸家等の居宅入居者の減収による賃料未払が増えている事です。仕事時間の短縮や雇い止め等、コロナの影響による減収があります。当社から各市区町村社会福祉協議会窓口による「一時的な資金の緊急貸付に関するご案内」を利用するようアドバイスしております。これは償還免除の特例を

設けているのでぜひ利用してほしいものです。「消費者金融を利用しないで下さい」と言いながら公的機関を利用する為の情報提供です。

きつとそれだけでは救えない場合があります。その場合はオーナーとの協議の上で、一時賃料減額契約により契約者の負担軽減を行うと同時に、貸主の損金計上を図ることになります。全ての問題を解決することは出来ないのですが、前進するための提案と話し合いを行う媒介役が当社の仕事になるのです。仕事の内容は大変地味ですが、人に喜ばれる事を目指しながらやる仕事であれば、自分が出る仕事として合っているのだと信じております。



太白区

(株)鳴原基礎

代表取締役副社長 鳴原 孝誌

法人会員の皆様こんにちは。私たちの仕事は、鋼矢板やH形鋼を地中に打込み、地下数メートルという深い場所で作業をしている人の「命」を守る仕事です。これを「土留工事」といいます。弊社は創業者である父が、杭基礎工事業として昭和五十八年に設立しました。

従業員五人、重機一台でスタートした会社は、「安全に・正確に・迅速に・効率よく」を会社の基本方針として、社員三十八名、機械数十台を保有する会社に成長することができました。

これもご支持頂いているお客様はもちろん、毎日一生懸命働いてくれている社員の皆さんや支えて下さっている家族の皆さん、そして仕入先、外注先、機械の修理会社その他関連先の皆様方、過去に鳴原基礎に関わってくれた全ての皆様のおかげだと心から感謝しております。

この度はこのようなご挨拶の機会を頂き誠にありがとうございます。これからも(株)鳴原基礎及び社員一同は、日々勉強し成長していきたいと思えます。

ですか
実の和
たちは

美名実 活動 Photo レポート

市内三会合同研修会 管理職のための基礎力強化セミナー

二月九日(火)午後一時半よりエルパーク仙台五階セミナーホール(青葉区)において「管理職のための基礎力強化セミナー」求められる役割からリーダーシップ、部下管理のポイントまで」と題して、講師にグローアップ教育センター代表西澤浩二氏を招きコロナ禍の中、適切な感染対策を講じたうえで開催されました。企業の中核を担う管理職がいかに能力を発揮するかが鍵となっており、環境の変化に柔軟に対応し、成果を出せるようにするための研修をおこないました。当日は、三会から五十六名の参加がありました。



仙台太白支部

仙台市の財政状況研修

二月十九日(金)午後三時半より太白区中央市民センター三階中会議室において講師に仙台市財政局財政部財政課島山和也氏を迎え「仙台市の財政状況研修会」を開催しました。今年度は新型コロナウイルスによる感染拡大により開催時期が大幅に遅れましたが、十五名の参加のもと、現在のコロナ禍における仙台市の財政状況の説明を丁寧に行いました。



亘理支部

経営研修会

一月二十六日(火)午後三時よりわたり温泉鳥の海(亘理町)において「店舗演出・空間の作りかた」と題して講師に空間コーディネーター・江戸小紋空間デザイン代表小林暢世氏を招き亘理山元商工会と共催で研修会を行いました。新型コロナウイルス対策下(三密回避)でも顧客満足を得るお店の作り方や効果的な演出の工夫でリピーターを増やすポイントについてお話を伺いました。



青年部会

租税教室開催

小学六年生を対象とした「租税教室」を開催致しました。税金が無くなった世界を描いたDVD視聴と身近な暮らしにどれだけ税金が使われているかなど、クイズ形式で授業を進め、最後に児童の皆さんに一億円(レプリカ)の重たさを体感してもらいました。今年に入り開催致しましたのは左記の六校となります。(1/12)仙台市立芦口小学校、(1/20)亘理町立長瀬小学校、(1/21)仙台市立太白小学校、(1/27)仙台市立富沢小学校、(2/1)仙台市立八本松小学校、(2/2)仙台市立四郎丸小学校。講師の皆様青年部会・親会に感謝いたします。



お元気 美名実 こんにち



太白区
脩スマイル
ネットワーク
代表取締役
齋藤 寛崇

法人会の皆様、こんにちは。
弊社は太白区西中田にて、「スマイルツアー仙台」の屋号で旅行業を営んでおります。平成十年一月創業、お陰様で二十三年目を迎えることが出来ました。JTBの特約店として、「個人から団体まで。近場の温泉から海外まで」のキャッチフレーズで、特に企業様、団体様の社員旅行、グループ旅行を主体に、店舗は持たずに、こちらからお客様の所に出向き、打合せ、商談を行うという形での営業を行っており、大手には出来ないような、きめの細かいホスピタリティを心がけております。
開業はバブル崩壊後で、その後もしリーマンショック、東日本大震災、個人的には二年前の心臓の大手術と多くの苦難が有りましたが、昨年からの新型コロナウイルス騒動は最大の試練となっております。今後はより良いサービスを心がけて生き残るつもりです。
今後とも皆様のご指導ご支援の程、是非宜しくお願い申し上げます。

2021セミナー予定

- ◎ 新人社員研修講座
月日 四月九日(金)
会場 戦災復興記念館会議室
- ◎ 経理の実務手ほどき講座 (初級)
月日 五月十三日(木)
会場 戦災復興記念館会議室
- ◎ 働き方改革に対応した 実務・実践
月日 六月四日(金)
会場 仙都會館会議室
- ◎ やさしくわかる 総務・庶務の実務
月日 七月六日(火)
会場 卸町会館
- ◎ 経理の実務手ほどき講座 (中級)
月日 八月四日(水)
会場 未定
- ◎ 徹底! 財務改善講座
月日 九月八日(水)
会場 未定
- ◎ 不満を感動に:クレーム対応術
月日 十一月九日(火)
会場 未定
- ◎ 自分軸を整えるコーチング
月日 十二月八日(水)
会場 野村不動産仙台青葉通ビル
- ◎ 基礎からわかる決算書の授業
月日 令和四年二月九日(水)
会場 未定
- ◎ 商談上手になる秘訣
月日 令和四年三月二日(水)
会場 未定

※詳細は事務局へお問合せ下さい。

インターネットセミナーのご案内

当会のホームページから無料でご覧いただけます。

視聴方法

何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます

映像と音声による本格的なセミナーが受講できます。忙しくてセミナーや研修会に参加出来ない方などにご活用ください。



利用者は
専用IDとパスワードを入れて
ログインする事で
コンテンツが視聴可能となります

※掲載内容は予告なく変更する場合がございます。

編集後記

今シーズンには昨年と一変して、大雪や厳冬で久しぶりに冬將軍の到来を実感しました。言い伝えで「柿の木に実が多く生る年は雪が多い」があり、昨秋は路地の柿の木が豊作だったことを思い出しました。(当たるとの?)

四月は新年度の始まりです。新社会人や新入学で心躍らせる季節ですが、残念ながらコロナウイルスを撃退できず、もう少し辛抱が続きそうです。希望の「ワクチン」が現代の「アマビエ」になることを期待したい。(広報委員 八文字政之)

仙台南法人会では広報誌「せんだい美名実」の設置場所の提供を求めています。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

広告募集中

当法人会では広報誌「せんだい美名実」など発送時に同封するチラシ折込広告を募集しております。お気軽にお問い合わせ下さい。(但し、広告内容によってはご要望に添えないことがあります。)

規格はA4版。
一枚につき二十円(手数料込)

せんだい美名実
第318号

発行人 会長 佐藤和也
編集 広報委員 会

発行所 公益社団法人 仙台南法人会
〒982-0014 仙台市太白区大野田二丁目二番四八号
レジデンス王ノ壇二〇二号
☎ 〇二二-二四六-三六一四
FAX 〇二二-二四六-四五二〇
E-mail: info@nhanhoco.com